

令和2年4月20日

お客さま各位

得意先係による集金等外訪営業活動の自粛について

国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、対象区域を全国に拡げて発令されたことを受け、栃木県より緊急事態措置の内容が発表されました。

それに伴い、当組合全営業店において新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、本日より令和2年5月6日（水）までの間、得意先係による集金等外訪営業活動を自粛させていただきます。

お客様には大変ご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。なお、全営業店窓口及びATMは通常通り営業します。

融資のご相談、その他各種ご相談は、随時お受けしておりますので、お気軽にお申し付けください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援及びそれらにかかるご相談は継続して実施いたします。

以 上